

事務事業名	白根土地改良区運営支援事業		所属部局	農林商工部		単位番号	6047									
			所属課室	農林振興課		課長名	野田栄志									
	☐ 実施計画事業		所属担当	農業振興担当		担当者名	塩谷大介									
基本政策	基本計画	Ⅱ にぎわいと活力あふれる都市づくり	予算科目	会計	名称	款	項	目	細目	細々目						
政策	計画	07 農林水産業の振興	事業区分	01	一般	0	6	0	1	0	3	0	2	0	1	1
施策	体系	12 生産を支える基盤の整備充実		事業区分	☐ 国の制度による義務的事業 ☐ 施設等維持管理事業 ☐ 県の制度による義務的事業 ☐ 補助金交付事業 ☐ 市の制度による義務的事業 ☒ その他の事業 ☐ 義務化されている協議会等の負担金											
事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 年度) 年度) ☐ 期間限定複数年度 (年度) 年度)		法令根拠	南アルプス市農業振興事業補助金交付要綱												
事務事業の概要	事業の内容・・・期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載			事業費の主な内訳 (22年度)												
	事業内容 ・白根土地改良区とは、白根地区の受益地でスプリンクラーを設置し、維持管理している団体である。 ・事務局は土地改良区で行っており、市の関与は補助金の支援を行っている。			項目(細節) 金額(千円) 項目(細節) 金額(千円)												
				市単独補助金 715												
				計 715												

1 現状把握(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 活動	22年度活動実績	畑かん施設の造成及び維持管理
	23年度活動予定	畑かん施設の造成及び維持管理
② 対象(この事務事業は誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	白根土地改良区	
③ 意図(この事務事業により対象をどのような状態にしていけるのか、どのように変えるのか)	対象とする受益地内の散水施設が円滑に運営され、農業が継続できる	
④ 上位目的(どのような結果に結び付けるのか)	農産物の安定した生産が図れる 《生産を支える基盤の整備充実》	

⇒	⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 数字は記入しない	名称	単位
	ア 総代数		人
	イ		
	ウ		
⇒	⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	名称	単位
	ア 白根土地改良区の受益者数		人
	イ 白根土地改良区の受益面積		ha
	ウ		
⇒	⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない	名称	単位
	ア 農業就業人口(農林業センサス)		人
	イ 樹園地面積(農林業センサス)		ha
	ウ		
⇒	⑧ 上位成果指標(結果の達成度を表す指標) 数字は記入しない	名称	単位
	ア 生産農業所得額(山梨農林水産統計年報)		億円
	イ		

(2) 事業費・指標の推移

(2) 事業費・指標の推移				単位	21年度 (決算・実績)	22年度 (決算見込・実績)	23年度 (予算・目標)	24年度 (次年度計画・目標)	25年度 (計画・目標)	26年度 (計画・目標)	最終 年度 (トータルコスト・目標)			
年間 トータル コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円										
			県支出金	千円										
			地方債	千円										
			その他	千円										
			一般財源	千円	761	716	702	691	634	630				
	事業費計 (A)			千円	761	716	702	691	634	630	0			
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1				
			延べ業務時間	時間	10	10	10	10	10	10				
			人件費計 (B)	千円	45	45	40	40	40	40	0			
			(A) + (B)			千円	806	761	742	731	674	670	0	
活動指標			アイウ		42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0				
			対象指標			アイウ	人	1,605.0	1,605.0	1,605.0	1,605.0	1,605.0	1,605.0	
						アイウ	ha	610.0	610.0	610.0	610.0	610.0	610.0	
成果指標			アイウ	人	5,359.0	4,296.0	4,296.0	4,296.0	4,296.0	4,296.0				
			アイウ	ha	1,537.0	1,400.0	1,400.0	1,400.0	1,400.0	1,400.0				
上位成果指標			アイ	億円	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0				
			アイ											

(3) この事務事業を取り巻く状況(対象者・社会状況等)の変化、市民意見等

① この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか?	畑地帯の農業用水の確保のため国営釜無川農業水利事業として昭和40年10月着手で平成49年9月に完成し、散水を開始した。
② 事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べてどう変化しているか? また、今後の予測は?	農業離れ及び宅地化が進み受益面積が縮小している。今後も今まで以上の速度で進展していくと思われる。
③ 事務事業に対して関係者(市民、事業対象者、議会等)からどんな意見・要望が寄せられているか?	年々補助額が減少しており、補助額の増額という要望が大きい

(4) 改革改善の取り組み状況

① 改革改善の取り組み実施は?	☐ 取り組みしている ⇒【内容!】 ☒ 取り組みしていない ⇒【理由!】
② これまでの改革改善の取り組み状況・経過(取り組みしていない場合はその理由)	南アルプス市農業振興事業補助金交付要綱に準じており、補助金の支出に対する抑制は厳しいが、毎年度、予算配分が一律減額しているため、年々補助額を減少させている
③ H 22年度に実施した改革改善の内容	補助額の縮減

事務事業名	白根土地改良区運営支援事業	所属部	農林商工部	所属課	農林振興課
-------	---------------	-----	-------	-----	-------

2 評価(Check1)担当者による事後評価(複数年度事業は途中評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない(見直し余地がある) ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 結びついている ⇒【理由↓】 受益地における果樹農業の振興に欠かせない事業であり生産を支える基盤の整備充実という施策に結びついている水が乏しい地域に散水供給しなければ、本市の基幹産業でもある果樹農業は行えなくなるため、その活動に対する補助
	② 公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 妥当である ⇒【理由↓】 円滑な運営を行うためには行政の支援と協力は必要であるが、本来は受益者負担金で運営すべき事業である。
	③ 維持・継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持・継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 適切である ⇒【理由↓】 土地改良区は受益者で構成されているおり現状の対照及び意図を見直す必要はない。しかし、今後、農業を側面から支援し振興を図るためには、ある程度の補助金は妥当であるが、受益者負担の原則から改善しない継続については検討する必要がある。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 事務事業のやり方・進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 向上余地がない ⇒【理由↓】 土地改良区の統廃や連携がすすめられれば、規模の拡大による経済的かつ人的なメリットが出てくるため成果は向上する。
	⑤ 類似事業との統廃合・連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることはできるか？	☐ 類似事務事業がある ⇒(類似する事務事業の名称を記入↓) ☐ 統合・連携ができる ⇒【理由と具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☐ 統合・連携ができない ⇒【理由↓】 受益面積が減少しているため、国営釜無川農業水利事業に基づく土地改良区など設置目的が類似するものは連携や統合も可能である
	⑥ 休止・廃止した時の影響及び休止・廃止の可能性 この事務事業を休止・廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止・廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☒ 影響あり ⇒【理由と影響の内容↓】 現状では、補助金を削減すると財政的に運営が厳しくなる。 ☐ 休止・廃止ができる ☒ 休止・廃止できない ⇒【理由↓】 受益者の理解が必要で直ぐには休廃止できないが受益者負担金の増額が可能になれば対応可能である
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費(コスト)を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 受益者負担金の増額により削減余地はある
	⑧ 人件費の削減余地 成果を下げずに人件費を削減できないか？(事業のやり方の方の見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 市役所に事務局を置くことを廃止し、各土地改良区で事務を行うこととすれば、人件費の削減が図れる
公平性 評価	⑨ 受益機会・受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【理由↓】 同一事業の運営について市で事務局をしている土地改良区と独自で行っている土地改良区があることから、公平となっている。ただし、補助金は同様に支出している。

3 評価(Check2)担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 1次評価の総括(事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	農業を取り巻く環境は厳しく農家の数も減少傾向にあることから各土地改良区に対して補助金を支出して維持管理を行っている。この補助金がなくなることは、会計システムなど受益者が小さい土地改良区は独自で事務を進めるには経費不足で運営が厳しくなる。すべての項目で見直しの余地があるとしており、その状況は認めるが、農業に対する影響が大きい事業であるため、現状では、事業自体の廃止や補助金の削減はできない。見直し場合には、補助金のあり方からどのように運営していくかを考えなければならず、この問題は市町村合併と同じように慎重に関係者が協議していく必要がある。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事務事業の方向性(Check1の結果から定める)・・・複数選択可		(3) 改革・改善による方向性																						
☐ 廃止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 事業統合・連携(有効性⑤の結果) ☐ 公平性改善(公平性⑨の結果) ☐ 休止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 成果向上(有効性④の結果) ☒ 現状維持(全評価項目で適切) ☐ 必要性検討(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ コスト削減(効率性⑦、⑧の結果)		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト水準</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果水準</th><th>向上</th><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><th>維持</th><td>☐</td><td>☒</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td>☐</td><td></td><td></td></tr></table>				コスト水準			削減	維持	増加	成果水準	向上	☐	☐	☐	維持	☐	☒		低下	☐		
		コスト水準																						
		削減	維持	増加																				
成果水準	向上	☐	☐	☐																				
	維持	☐	☒																					
	低下	☐																						
(2) 改革改善案について		※ 廃止・休止の場合は記入不要																						
①畑地灌漑関係の4つの土地改良区で時間を掛けて合併の協議を行う ②市役所は後方支援であり、あくまでも土地改良区が考えることであり、土地改良区内で判断できるよう協力していく ③不公平感がある市役所での支援(事務局を市が受け持っている土地改良区がある)を廃止し、土地改良区の独自運営について協議する ④合併協定内容を見直す																								
(4) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策		(5) 事務事業優先度評価結果																						
①市に事務局を依頼している土地改良区とそれ以外の土地改良区の違いがことなり、すり合わせに時間がかかる ②市で支援している事務を行わなくなれば、混乱が生じ土地改良区の維持も難しくなる ③市で事務局を持つ土地改良区とそれ以外の土地改良区があり公平性に欠けるが、これまでの町村の継続事業であり、合併協議に際して協定を結んできたことから改善する(納得させる)には、協定違反を承知で取組むしかない		成果優先度評価結果	⑦																					
		コスト削減優先度評価結果	⑥																					